

## 入札制度の運用について

地域建設業を取り巻く経営環境の改善に向け、以下のとおり入札制度の運用を行います。

### ○建設工事の単価契約における最低制限価格

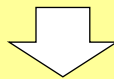
1. 目的 単価契約における最低制限価格の設定について、品質確保の観点等から以下のとおり運用する。
2. 対象 単価契約による建設工事

#### 設定範囲

(現在)

予定価格の 10分の8程度から10分の8.5 の範囲内で運用

(ただし、設定が適さないと判断した場合を除く)



(平成28年4月1日以降に告示又は指名する案件から)

予定価格の 10分の8.5程度から10分の9 の範囲内で運用

(ただし、設定が適さないと判断した場合を除く)

※「さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱」第4条第2項（建設工事における最低制限価格）を改定します。

(現在)

工事等の性格上、前項の規定により難しい特別なものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内で工事を所管する部長が定めた額とする。

(平成28年4月1日以降)

工事等の性格上、前項の規定により難しい特別なものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で工事を所管する部長が定めた額とする。